

令和8年3月阿見町教育委員会定例会議事録

会議日時	令和8年3月24日(火)午後3時30分	
会議場所	中央公民館 3階 集会室	
出席委員	出席者 教育長 宮崎 智彦 委員 湯原 敦子 委員 安江 健 委員 石田 貴也	欠席者 委員 田島 峰子
委員以外の出席者	教育部長、次長兼予科練平和記念館長、学校教育課長、生涯学習課長、指導室長、中央公民館長、図書館長、給食センター所長 学校教育課長補佐、学校教育課係長、学校教育課主事	
議 題	<p>議案第10号 予科練平和記念館歴史調査委員の委嘱について</p> <p>議案第11号 阿見町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第12号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第13号 阿見町児童屋内体育施設条例施行規則の廃止について</p> <p>議案第14号 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示の一部を改正する告示について</p> <p>議案第15号 阿見町学校施設屋内運動場空調設備設置計画について</p> <p>議案第16号 阿見町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第17号 阿見町旧学校体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第18号 阿見町放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について</p> <p>議案第19号 阿見町立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>議案第20号 阿見町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について</p> <p>議案第21号 阿見町伝統芸能継承事業費補助金交付要綱について</p> <p>議案第22号 阿見町教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について</p> <p>議案第23号 行政組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する教育委員会規則について</p> <p>議案第24号 行政組織機構改革に伴う関係告示の整理に関する教育委員会告示について</p> <p>議案第25号 阿見町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について</p>	

	議案第26号 阿見町学校給食費事務取扱規則の一部を改正する規則 について 令和8年3月教育業務報告及び令和8年4月教育業務予定
傍聴者	0名
議事概要	
教育長	阿見町教育委員会会議規則第8条の規定により、ただいまより令和8年3月教育委員会定例会を開会いたします。 まず、会議録の確認ですが、2月教育委員会定例会及び3月教育委員会臨時会の会議録についてお伺いします。会議録については、皆様に配付したとおりでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
教育長	次に、本日の教育委員会定例会の議事録署名人について、阿見町教育委員会会議規則第17条の規定により、湯原委員を指名します。よろしくお願ひします。 それでは審議事項に入ります。まず、議案第10号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第10号 予科練平和記念館歴史調査委員の委嘱について 資料1ページをご覧ください。令和8年度の阿見町予科練平和記念館歴史調査委員を委嘱するものです。委員は4名で全員継続となります。委嘱期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間です。 説明は以上です。
教育長	ただいま事務局より、議案第10号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第10号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認め、議案第10号については承認されました。 次に、議案第11号について、事務局より説明をお願いします。
事務局	○議案第11号 阿見町教育委員会公印規則の一部を改正する規則について 資料2ページをご覧ください。本件は、阿見町教育委員会公印規則の一部を改正し、公印の刷り込み及び電子計算処理組織に記録する公印の

	<p>寸法を変更できる規定を追加するものです。</p> <p>現在、国の主導で「標準準拠システム」と呼ばれる、全国の自治体システムの規格統一化が進められています。令和7年度末までに、住民基本台帳や税情報など20の業務に関するシステムを国の仕様に統一させることが義務付けられており、これにより、システムコストの削減や住民サービスの向上が期待できます。</p> <p>町教育委員会では、小中学校の就学通知書や就学関係の許可書、就学援助費の通知書などを住民情報システムから出力しています。これには阿見町教育委員会の印が、規則で定められた27ミリ四方の寸法で刷り込まれていますが、標準化により、刷り込みできる公印は25ミリ四方までと決められたため、縮小して刷り込みできる規定の追加が必要になりました。</p> <p>このため、公印の寸法を変更して、刷り込みやシステムに記録できる特例を追加して対応いたします。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第11号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第11号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第11号については承認されました。</p> <p>次に、議案第12号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第12号 町長の権限に属する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について</p> <p>資料5ページをご覧ください。令和7年4月1日に地方自治法施行令が一部改正され、少額随意契約の基準額が引き上げられました。少額随意契約は、地方自治法により自治体が一定金額以下の契約で競争入札を行わずに締結できる制度で、これを受けて、町でも令和8年4月1日より町事務決裁規程を改正いたします。</p> <p>今回改正する規程は、地方自治法により、町長に権限のある事務の一部を教育委員会に補助執行させることができるもので、これに契約締結の権限も含まれていることから、町事務決裁規程と整合を図るための改正を行います。</p> <p>改正により、これまで130万円未満と規定されていた工事の随意契約は200万円未満に、工事以外の業務の随意契約は50万円未満から100万円未満に引き上げられ、昨今の物価高騰にも対応できるようになるとともに、契約締結までの時間短縮や事務負担の軽減、小規模事業</p>

	<p>者との取引の促進などが期待できます。 説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第12号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第12号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第12号については承認されました。 次に、議案第13号ですが、議案第14号及び議案第15号と関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第13号 阿見町児童屋内体育施設条例施行規則の廃止について 資料10ページをご覧ください。本件は、2月教育委員会で説明いたしました、阿見町児童屋内体育施設条例の廃止に関連して、施行規則を廃止するものです。当該条例は令和8年第1回阿見町議会定例会に上程し、廃止が承認されています。 本郷小学校及び舟島小学校の体育館は、児童屋内体育施設から学校施設に位置付け直され、令和8年度には公立学校施設台帳にも登録いたします。</p> <p>○議案第14号 公職選挙法第161条第1項の規定による個人演説会の開催のための必要な設備の程度等を定める告示の一部を改正する告示について 資料11ページをご覧ください。本告示は、公職選挙法により、選挙の候補者が個人演説会や政党演説会を開催できる施設を定めたものです。町立小中学校の体育館は、選挙演説等に使用できる施設となっていますが、本郷小学校及び舟島小学校の体育館は児童屋内体育施設として明記されていることから、学校体育館に改めるものとなります。</p> <p>○議案第15号 阿見町学校施設屋内運動場空調設備設置計画について 資料18ページ及び別紙計画をご覧ください。本件は、阿見町学校施設屋内運動場空調設備設置計画の承認を求めるものです。 委員の皆さまには既に、令和7年度阿見町総合教育会議でもご審議をいただいているため、改めての詳細な説明は割愛いたします。本計画を基に、国が進める学校施設の熱中症対策及び避難所機能強化に関する補助制度の趣旨を踏まえながら、町立小中学校の屋内運動場に計画的な空</p>

	<p>調設備を進めてまいります。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第13号から議案第15号までの説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>屋内運動場の空調設備設置計画について、計画自体に意見はありませんが、阿見町の市政施行が延期となったことによる影響はないのでしょうか。</p>
事務局	<p>歳入の財源については、市政施行を前提とした補助ではなく国の制度としての財源となっています。市制施行が延期となったことで影響が出る事業もありますが、本件については補助金額に変更が生じることはなく、空調整備が中止になることはありません。</p>
教育長	<p>他にご質問がないようでしたら、議案第13号から議案第15号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第13号から議案第15号については承認されました。</p> <p>次に、議案第16号ですが、議案第17号と関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第16号 阿見町立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料19ページをご覧ください。本件は、阿見町立小中学校体育施設の開放時間を変更するものです。これまで、体育施設は5月から10月までと、11月から4月までとで異なる開放時間としていましたが、利用者、管理者双方に分かりやすくするために、5月から10月までの時間で統一します。</p> <p>○議案第17号 阿見町旧学校体育施設条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料21ページをご覧ください。本件は、旧実穀小、旧吉原小の施設の開放時間を変更するもので、議案第16号と同様に、時期によって解放時間が異なっていたものを、年間を通して統一します。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第16号及び議案第17号の説明がござい</p>

	<p>ましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第16号及び議案第17号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第16号及び議案第17号については承認されました。</p> <p>次に、議案第18号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第18号 阿見町放課後子ども教室事業実施要綱の一部を改正する告示について</p> <p>資料23ページをご覧ください。本件は、放課後子ども教室の実施時間を変更するものです。これまで、放課後子ども教室は授業終了時から午後4時45分までの実施時間でしたが、教職員の終業時刻が午後4時30分であるため、働き方改革の面からも同じ時間に揃えることとしました。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第18号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第18号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第18号については承認されました。</p> <p>次に、議案第19号ですが、議案第20号と関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第19号 阿見町立学校における学校運営協議会に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料25ページをご覧ください。本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、学校運営協議会の設置規則に「業務量管理・健康確保措置の実施」に関する内容を追加するものです。</p> <p>○議案第20号 阿見町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について</p> <p>資料29ページ及び別紙資料をご覧ください。地方教育行政の組織及び運営に関する法律が令和8年4月1日から一部改正され、令和8年度の学校運営協議会では、学校長が学校運営協議会の承認を得る必要があ</p>

	<p>る学校運営に関する基本的な方針に、「業務量管理・健康確保措置の実施」に関する内容が含まれることとなりました。</p> <p>このため、阿見町教育委員会が服務監督権者として、町立小中学校に勤務する教育職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るために講ずべき措置を総合的かつ計画的に実施するために、本計画を策定いたしました。</p> <p>学校以外が担うべき業務、教師以外が積極的に参画すべき業務、教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務の3分類を踏まえた業務の見直しを行い、教職員の健康及び福利の確保に努めます。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第19号及び議案第20号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第19号及び議案第20号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第19号及び議案第20号については承認されました。</p> <p>次に、議案第21号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第21号 阿見町伝統芸能継承事業費補助金交付要綱について</p> <p>資料30ページをご覧ください。本件は、町内に拠点を置き、地域に根差して活動を行う伝統芸能継承団体を支援し、古くから伝わる町の伝統芸能を後世に残していくと共に、地域内外の交流を促進するための補助金を交付するための規定を制定するものです。</p> <p>現時点で交付の対象となる団体は計11団体を想定しています。助成金額は、発表等の普及啓発活動に対しては2万5千円、後継者育成に対しては10万円、用具の修繕・購入等に対しては50万円をそれぞれ上限とし、補助率は全て50%となります。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第21号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p>
委員	<p>対象団体が11団体とのことですが、どのような団体でしょうか。</p>
事務局	<p>曙獅子連、君島芸能保存会、曙面舞会、実穀源太同好会、福田和太鼓会、掛馬芸能保存会、和太鼓集団鼓蝶乱、石川同志會石丸囃子、南平台和太鼓クラブ、中郷東明神囃子保存会、吉原小学校区和太鼓会の11団</p>

	<p>体になります。</p>
委員	<p>伝統芸能とはどのような団体を指すのでしょうか。何年以上活動し続けている等、条件はあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>要綱に該当する団体が補助対象者となります。町内で3年間継続して活動していること、個人的な趣味の団体ではないこと、発表の場を設けていること、子どもを受け入れて育成も目的としている団体であることなどが条件となり、補助金交付申請を審査した後、補助すべき団体かどうかを判断いたします。</p>
教育長	<p>他にご質問がないようでしたら、議案第21号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第21号については承認されました。 次に、議案第22号ですが、議案第23号及び議案第24号と関連がありますので、事務局よりまとめて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第22号 阿見町教育委員会教育長事務決裁規程の一部を改正する訓令について 資料45ページをご覧ください。町の組織機構改正により、令和8年4月から教育委員会に文化課が新設されることになりました。このことに伴い、本規程の生涯学習課文化財係に関する専決事項を削除し、専決区分に「文化課長」を追加して、文化課長の専決事項を定めるものになります。</p> <p>○議案第23号 行政組織機構改革に伴う関係規則の整理に関する教育委員会規則について 資料50ページをご覧ください。議案第22号と同様に、文化課新設に伴って改正が必要となる規則をまとめて改正する規則を制定するものです。</p> <p>○議案第23号 行政組織機構改革に伴う関係告示の整理に関する教育委員会告示について 資料69ページをご覧ください。議案第22号及び議案第23号と同様に、文化課新設に伴って改正が必要となる告示をまとめて改正する告示を制定するものです。 説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>

教育長	<p>ただいま事務局より、議案第22号から議案第24号までに説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第22号から議案第24号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第22号から議案第24号については承認されました。</p> <p>次に、議案第25号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第25号 阿見町立学校給食センター管理規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料77ページをご覧ください。本件は、学校給食センター運営委員会委員から「町執行部の代表」を削除するものです。近隣市町村を比較したところ、町執行部の代表を委員として任命しているのは稲敷市のみだったことから、そのほかの市町村に合わせる形に改正いたします。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	<p>ただいま事務局より、議案第25号の説明がございましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>ないようでしたら、議案第25号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	異議なし。
教育長	<p>異議なしと認め、議案第25号については承認されました。</p> <p>次に、議案第26号について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>○議案第26号 阿見町学校給食費事務取扱規則の一部を改正する規則について</p> <p>資料79ページをご覧ください。本件は、令和8年4月から開始する国の小学校給食費無償化に伴い、関連する規則の一部を改正するものです。改正の内容ですが、無償化によって学校給食費を徴収しない期間を附則の表に明記します。ここには、過去に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用して給食費無償化を行った期間が記載されており、新たに「令和8年4月1日から当分の間」という期間が加わります。</p> <p>説明は以上です。承認をお願いいたします。</p>
教育長	ただいま事務局より、議案第26号の説明がございましたが、ご質問

	<p>等ありましたらお願いします。 ないようでしたら、議案第26号について承認することにご異議ありませんか。お諮りします。</p>
委員	<p>異議なし。</p>
教育長	<p>異議なしと認め、議案第26号については承認されました。 次に、令和8年3月教育業務報告及び4月教育業務予定を事務局よりお願いします。</p>
事務局	<p>○令和8年3月教育業務報告 1日霞ヶ浦高等学校卒業式、2日予科練運営協議会、3日町議会定例会開会、定例管理職会、4日町議会一般質問、町教頭会、5日町議会一般質問、6日民生教育常任委員会、町教務主任会、10日中学校卒業式、12日管内市町村教育長会議、臨時教育委員会、臨時校長会、13日小学校卒業式、16日町議会全員協議会・本会議、第一小及び竹来中児童生徒感謝状贈呈、17日町議会予算決算特別委員会、18日町議会閉会、19日修了式、22日鹿島アントラーズ百年構想リーグ・ジェフ千葉戦、23日学年末休業開始、JA水郷つくば交通安全帽子寄贈式、24日常陽銀行阿見支店防犯ブザー寄贈式、教育委員会定例会、25日社会教育委員会議、26日高校生会・令和7年度活動報告、ライオンズクラブ奨学金授与式、31日令和7年度末辞令交付式</p> <p>○令和8年4月教育業務予定 1日令和8年度始め辞令交付式、2日町校長会、定例管理職会、4日はばたけ学童野球大会、6日学年始休業終了、町議会臨時会・臨時全員協議会、7日一学期始業式、霞ヶ浦高校入学式、8日県市町村教育長総会・情報交換会、9日小中学校入学式、10日郡校長会総会、12日町子ども会育成連合会総会、14日町議会全員協議会、23日スポーツ協会総会、24日教育委員会定例会、三者歓送迎会、25日あみ子育て支援センターオープニングセレモニー、25日町生徒指導主事研修会</p> <p>ただいま事務局より、3月教育業務報告及び4月教育業務予定の説明がありましたが、ご質問等ありましたらお願いします。</p> <p>(その他協議事項、連絡事項については下記のとおり)</p> <p>他に質問がないようでしたら、以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。</p>
<p>そ の 他 連 絡 事 項 等</p>	
事務局	<p>○4月教育委員会定例会</p>

	令和8年4月24日(金)午後3時30分 ○令和7年度末 人事発令通知書交付式 令和8年3月31日(火)午後1時30分 ○令和8年度始め 人事発令通知書交付式 令和8年4月1日(水)午後2時00分
閉会	午後4時35分

議事録署名 令和 年 月 日

教 育 長 宮 崎 智 彦

委 員 湯 原 敦 子